

缶

空き缶・危険ごみ (2週間に1回)

市指定ごみ袋に入れて
出してください

とよなか市指定ごみ袋
豊中市指定袋
豊中市指定袋
豊中市指定袋
とよなか市指定袋
豊中市指定袋
豊中市指定袋
とよなか市指定袋

収集しないもの (一例)



塗料缶
(18ページ参照)



自動車・バイクの
オイル缶
(18ページ参照)



大きさが
25cm×25cm×15cm
以上の缶 (一斗缶など)
(4ページ参照)



詰め替え用の
炭酸ガスシリンダー
(18ページ参照)



缶とビンが
同じ袋に
入っている



缶と小型家電が
同じ袋に
入っている



アルミ容器 (4ページ参照)

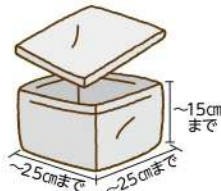
収集するもの (一例)



軽くすすいでください。

スチール缶・アルミ缶

空き缶



お菓子などの缶



危険ごみ

使い切った
スプレー缶・ガスボンベ

<お願い!> スプレー缶・ガスボンベは空き缶・危険ごみの日に

中間処理施設である豊中伊丹スリーR・センター(原田西町2-2)では、中身が残った状態のスプレー缶類が、「不燃ごみに混入」されたことが原因と見られる発火事故が発生し、爆発等により処理設備が変形するなどの被害が出ています。

また、スプレー缶が収集車両内で爆発し、収集車両が炎上する事故も発生しています。

安心・安全・安定的に適正処理を行うためにも、スプレー缶類は、完全に中身を使い切ってから、2週間に1回の空き缶・危険ごみの日に出してください。



分け方・出し方のルール

- スプレー缶やガスボンベは、『穴を開けず』に『完全に中身を使い切ってから』出してください。
中身が残った状態で、やむなく破棄せざるを得ない場合は、自分で穴を開けずに、収集作業員(どの品目のごみ収集時でも構いません)に手渡すか、中身が残ったものだけを市指定ごみ袋に入れ、『中身入り』と貼り紙をして『空き缶・危険ごみ』の日に出してください。
- 飲料用や缶詰の空き缶は水で軽くすすいでから出してください。
- 空き缶以外の鉄・アルミ製品は4週間に1回の「不燃ごみ」(4ページ)の日に出してください。
- 空き缶についている金属のふたやキャップも一緒に出してください。

空き缶・
危険ごみ